

丸亀市財政健全化計画第7次改定（平成21年9月）

今回の改定は、下記の内容を主とします。

- 1 平成20年度については、決算額を計上します。
- 2 平成21年度については、9月補正後予算を基本に前年度からの繰越事業分を加え、計上します。
- 3 平成22年度以降については、現時点で平成21年度以降の国の各制度改正や本市の状況などの動向が把握できる内容には修正計上しますが、その他については、平成21年度の制度が継続されるものとして、決算見込みを勘案して計上します。

合併特例債事業について

第2次改定で計上し、事業推進している安全安心のまちづくりに係る教育施設、防災関連施設、コミュニティ施設などの整備については、引き続き合併特例債の活用事業として推進しますが、まず、第一に国県補助事業等を活用し、特別財源を除く部分について合併特例債を発行します。

小中学校、幼稚園、保育所の整備について、新たに合併特例債を活用し推進していくことから、今回の改定で、総事業費を240億円から360億円に変更します。

また、計上にあたっては、総合計画の実施計画とリンクし毎年事業内容を精査し、合併支援期間内（H17～H26）に事業実施するものとしします。

平成21年度の状況

平成21年度は、9月補正後予算額を基本に、平成20年度繰越事業経費（28億87百万円）を加え、決算見込みを勘案して修正します。

歳入について

- 1 市税は、個人市民税、固定資産税において平成21年度当初調定がほぼ確定したことにより修正します。なお、法人税について大幅な減額も予想されますが、第6次改定で計上している当初予算額を確保します。
- 2 地方交付税は、普通交付税の交付決定額を、特別交付税については、平成20年度決算額を参考に計上します。
- 3 地方譲与税・交付金は、当初予算額を計上します。
- 4 分担金・負担金及び使用料・手数料は、当初予算額を計上します。
- 5 国・県支出金は、9月補正後額に、平成20年度からの繰越額を勘案し計上します。
- 6 繰入金は、当初取崩額を計上しています。
- 7 諸収入は、9月補正後予算に基づき、財産売払収入を減額します。
- 8 市債は、まちづくり交付金が増額になったことに伴い、合併特例債活用事業について増額します。
- 9 前年度繰越金は、純繰越金を計上します。

歳出の状況

- 1 人件費は、早期退職者の増加により退職金において増額となります。
退職金（10億40百万円 12億40百万円）。
- 2 扶助費は、前年度決算見込みにより計上します。
- 3 公債費は、平成20年度発行額・利子等の確定により計上します。
- 4 物件・補助・維持補修費は、執行段階での事業精査による削減分を含むものとしします。なお、後期高齢者医療連合に対する負担金を繰出金に移行します。

- 5 繰出金は、当初予算に後期高齢者医療負担金を加えた額を計上します。なお、国保に対する赤字補てんは、決算状況を見極めた対応とします。
- 6 投資的経費は、9月補正後額に、繰越事業を勘案し、計上します。

収支及び基金について

20年度決算確定による繰越金の増額により第6次改定より3億64百万円増の9億4百万円となります。

基金については、財政調整基金に前年度繰越金の1/2を積み増したことにより、基金総額が58億86百万円となります。

平成22年度以降の状況

平成22年度以降の試算にあたり、今後、公共投資、社会保障制度など国の制度の大幅な改正が見込まれますが、第7次改定の策定時点(平成21年9月現在)では、制度改正の詳細な把握は難しいため、内容が既に示されている制度を除き、平成21年度当初における制度(税制、地方交付税、国庫補助等)が継続することとして計上します。

歳入の状況

- 1 市税は、平成21年度当初予算を基本とし、景気後退局面を考慮しながら計上します。
 - 個人住民税は、景気後退局面に入ったことや、大量退職の影響など、予測が難しいところですが、平成22年度以降は平成21年度当初予算より微減の49億50百万円を計上します。
 - 法人税は、景気減速が進む中、大幅な減収が見込まれ、第6次改定で計上した18億円より5億円減額の13億円を計上します。
 - 固定資産税は、新築家屋増加等により、家屋において平成21年度当初予算より1億円/年の増を見込みます。ただし、平成24年度は、3年毎に実施する評価替えにより減額(2億円)とします。
- 2 地方交付税制度は、現時点では平成21年度交付決定額及び平成21年度地方財政計画を基本にしていますが、特殊事情により増減します。
 - 地方の財源不足を補う臨時財政対策債制度の時限措置が、平成16年度～平成18年度から平成19年度～平成21年度まで延長されました。平成21年度は大幅な増額となり、15億6百万円を計上しましたが、平成22年度以降は平成20年度とほぼ同額の10億円を計上します(今後の動向把握必須)。なお、基準財政需要額に算入される償還金の理論償還額を修正します。
 - 平成20年度算定からの地域再生対策費に加え、平成21・22年度の2年間に限り地域雇用創出推進が創出されますが、国の総額抑制の影響もあり、基準財政需要額総額では、大きい増額は期待できません(今後の動向把握必須)。
 - 合併特例債活用事業を平成19年度から本格的に実施するため、後年度において元利償還金の70%を交付税措置として計上します(借入金に対する償還計画を作成し管理します)。
 - バブル経済崩壊後の国の総合経済対策として採用された旧地域総合整備事業債などの事業費補正が終了することに伴う減額を計上します。
 - 公害防止地区の解除により、今後償還終了する公害防止事業債の減額分を計上します。今後の下水道事業の起債の交付税措置分として、毎年5億円の借入で試算して清掃費に計上します。
 - 税収の減収に伴い、平成22年度以降、平成20年度と比べた減収額の75%を計上します。
 - 財政健全化計画期間(H17～H26)終了に併せて、地方交付税の合併算定替(合併がなかったものと仮定し、旧1市2町ごとに算定した合算額を保障)期間が終了し、5年間(H27～H31)で段階的に削減されるため、減額分(5年間の総額で約25億円)の財源確保が必要となります。
 - 平成22年度から中讃広域行政事務組合で施行したごみ処理施設関連の起債償還が終了するこ

とに伴い、清掃費において 50%算入されている事業費補正が減額となります。

特別交付税は、合併支援措置が終了した平成 20 年度において、旧 1 市 2 町の合計額程度が確保されたことにより、平成 20 年度決算額（4 億円）を基本とします。

- 3 **繰入金**は、歳入歳出のバランスを図るうえからも慎重に対応し、基金の延命化を図ります。
合併振興基金(H17 年度積立分)について、平成 22 年度から制度の弾力化により前年度償還額分が翌年度で繰入れ可能になり、本市のコミュニティ活動などに対する財源として充当します。教育施設の整備事業について、新たに合併特例債を活用し推進するため、第 6 次改定で変更した繰入金を継続します。
- 4 **諸収入**は、平成 20 年度当初予算額を基本とし、特殊事情を各年度に計上します。
平成 21 年度以降、資源有価物売買金 50 百万円を計上します。
平成 21 年度以降、競艇事業からの繰入金は当初予算計上分 1 億円、利益剰余金分 1 億円で計 2 億円を計上します。
- 5 **市債**は、後年度で負担増になる可能性があり、慎重に取り扱います。
合併特例債は、平成 20・21 年度については、総合計画・実施計画とリンクし計上します。平成 22 年度以降は歳出に計上した事業費に基づき特定財源(国県支出金)を除く 95%を発行します。第 2 次改定で計上した退職手当債は、歳出の徹底した見直しやその他財源の確保に努めた結果、発行を見送ります。今後新たな発行にあたっては、毎年度決算見込みと退職手当基金などの状況を見極め、極力発行しません。
合併特例債事業を除く、一般事業の市債の発行は、県自治振興資金の借入枠の削減や、後年度の公債費の増加を勘案し、交付税措置の有する市債の発行を優先し、極力発行を抑制します。

歳出の状況

- 1 **人件費**は、平成 21 年度当初予算を基本とします。
職員給与等には、普通会計（一般会計 + 老人ホーム特会）に係る人件費、特別職給、議会議員報酬、その他行政委員等報酬を含んでいます。
職員数は、定員適正化計画に基づき、平成 22 年度で 980 人体制を基本とします。
退職者数は、現時点における退職予定者により修正計上します。退職金は一人当たり 25 百万円/年とします。
新規採用者数は、平成 23 年度以降は、前年度末の退職者総数の 1/2 を計上します。また、給与額は一人当たり 350 万円/年とします。
職員給については、平成 21 年度当初予算額における職員給、手当の合計から新規採用者相当額を控除した平均を 670 万円/年として計上します。
- 2 **扶助費**は、平成 18・19・20 年度で少子化対策として児童手当の支給対象、支給額の拡大など大きい改正がありました。
国の大幅な制度改正（児童手当 こども手当など）が想定されますが、現時点では平成 21 年度の現行制度が継続するものとします。
社会保障関係(医療・福祉等)経費の増加は、対象者の増加などにより著しいものがありますが、単独扶助経費の節減等を実施し抑制に努め、50 百万円/年（国県 1/2 補助）の微増とします。
- 3 **公債費**は、平成 26 年度までは、平成初期の既借入分について償還が完了する事業が多く、減少傾向にあります。合併特例債活用事業等（事業費約 360 億円）の実施により平成 25 年度以降で公債費が増加しますので、特に平成 27 年度以降の起債残高及び償還計画の慎重な管理が必要です。
公債費の推移は、既借入(通常)分については、償還が完了する市債が多く減少しますが、合併特例債の発行に係る元金償還の開始により、平成 25 年度から約 10 年間に増加(最大約 52 億円)します。ただし、合併特例債の元利償還については、交付税措置があります(70%措置)。

市債の年度末残高は、公債費の推移と同様に既借入分の償還完了に伴い減少しますが、合併特例債の発行により平成 24 年度から平成 27 年度までの間がピークとなります（約 440～480 億円）。

合併特例債総事業費の変更により、平成 22 年度以降の借入額を変更します。

- 4 **物件費・補助費等**は、集中改革プラン等により経常的な経費を中心にコスト削減に取り組みますが、今後、民間移譲等が進むと委託経費が増加します。

第 6 次改定で補助費に計上した後期高齢者医療療養給付費 9 億円は繰出金に移行します。

平成 22 年度から中讃広域行政事務組合への負担金が、起債の償還終了に伴い、減額となります。

維持補修費は、道路を含む公共施設の修繕経費について増加が予測されるため、平成 23 年度から 1 億円の増額とします。

- 5 **繰出金**は、繰出基準により行いますが、各特別会計での取り組みにより増減します。

下水道事業は、集中改革プランに基づき極力事業費を抑制し減額に努めます。

平成 19 年度までは普通会計で執行していた介護サービス関連経費は、平成 20 年度から特別会計において執行することから、毎年 78 百万円を計上します。

4 次改定から後期高齢者医療特会への繰出金 3 億 10 百万円を計上します。

駐車場特会への繰出金は、公債費の減少により平成 22 年度以降は計上しません。

老人保健特会への繰出金は、制度の廃止により平成 21 年度で終了します。

農業集落排水特会への繰出金は、公債費及び維持管理経費について毎年 1 億円を計上します。

国保特会における平成 20 年度決算の赤字及び平成 21 年度赤字予算については、まず、税率の見直し、徴収率の向上や医療費の抑制に努めることにより、段階的な解消を目指します。

また、医療費を含めた社会保障関連経費については、国における制度自体の見直しも予測され、今後の情報収集が大切になります。

- 6 **投資的経費**は、引き続き合併特例債を有効に活用し、補助対象事業を除き、緊急維持補修を最優先し事業費の抑制に努めます。

また、合併特例債の計画については、総合計画の実施計画の中で事業の内容（実施年次、事業費など）を見直し変更を行います。

教育施設などの耐震化（改築を含む）事業は、国の耐震対策に対応し、できる限り前倒して事業に取り組みます。

幹線市道の整備について合併特例債の発行が可能になり、現在、進行中の中津土器線などのまちづくり交付金事業の補助裏について合併特例債を活用します。

小中学校、幼稚園、保育所整備について、新たに合併特例債を活用して推進することから、合併特例債活用事業の総事業費を 240 億円から 360 億円に変更します。

総合計画の実施計画に計上した事業費を基本としますが、現在、契約済み事業やその後変更となった事業については、現時点で把握できる事業費を計上しています。

平成 22 年度以降の事業費は、平成 22 年度～平成 26 年度までの事業費残（総事業費 360 億円から平成 21 年度までの事業費 167 億 28 百万円を除いた額 192 億 72 百万円）を 5 年間で按分した事業費 38 億 54 百万円を計上します。

総事業費が 360 億円の枠内になるよう、小中学校施設耐震等整備の残事業費で調整します。

合併特例債活用事業以外の一般事業として平成 22 年度以降、毎年 19 億円を計上します。

収支及び基金の状況

平成 22 年度以降の収支は、総合計画や集中改革プランの実施状況と密接に関連し、初期の目標（財政構造の転換）に向けて進めます。

早期退職が進み平成 22 年度以降の人件費に減額が見込めること、さらに、扶助費・物件費・補助費についても増加を最大限抑制したことにより、各年度においても黒字を確保できる見通しとなりますが、合併特例債事業が拡大したことにより各年度の黒字額は減少します。なお、合併算定替の終了(平成 27 年度～平成 31 年度)による収入不足を見据え、基金からの繰入れについては、極力抑制し、基金残高確保に努めます。

財政健全化計画の進行管理について

- 1 財政健全化に向けての進捗状況は、歳出面では、定員適正化計画に基づく人件費の抑制をはじめ、集中改革プランの取り組みなどにより、着実に改善が図られており、引き続き集中改革プランの最終年度での確実な実行が望まれます。
- 2 歳入面では、世界的な不景気により、本市においても市税収入の悪化、地方交付税の減少、国・県の補助・負担金の削減など歳入総額の確保が難しい状況にあります。本市として、受益者負担の徹底、市有財産の売却などの独自の方策を推進し、歳入確保に努める必要があります。
- 3 合併特例債事業費を大幅に増額したことにより、今後の公債費管理が特に重要です。
- 4 合併支援措置である地方交付税の合併算定替期間終了後(平成 26 年度)の交付額の減少及び合併特例債の償還額の推移について、確実な把握と中長期財政計画への組み込みが重要となります。
- 5 扶助費など社会保障関連経費は、毎年大幅な増加を示しており、今後の財政運営に大きく影響することは必至であり、医療・福祉制度の抜本的な見直しも含め注視する必要があります。
- 6 今後、国の政策が大きく変更となることが予測されますので、迅速な情報収集に努め、財政健全化計画への盛り込みを行わなければなりません。